

記者発表

県行政ネットワーク「きのくにe-ねっと」の 民間開放について

平成21年1月20日

企画部企画政策局
情報政策課

問い合わせ先

ネットワーク班 多田、亀井
内線 2402

大都市圏との情報格差、県内の地域間情報格差是正のため、県が運営する行政ネットワーク「きのくにe-ねっと」について、目的に沿う民間等の利用を認めることとしたのでお知らせします。

1 「きのくにe-ねっと」の概要

別紙(「きのくにe-ねっと」の概要と民間開放)のとおり

2 利用を可能とする対象

- (1) 県内に役務提供区域をもつ電気通信事業者
- (2) 県内に放送区域をもつ放送事業者
- (3) 県内に事業所をもつ事業者(1年以内に県内に事業所を開設する方を含む)
- (4) 学術研究機関(大学、短期大学、高等専門学校、公的な研究機関)
- (5) その他知事が認める者

※ 利用申請を受付後、審査の上利用者を決定します。

3 利用方法

- ・ 指定の拠点まで別途回線を用意していただいた上、「きのくにe-ねっと」に常時接続してご利用いただけます。
- ・ 県の承認を得て、各振興局から取材映像等の情報伝送にご利用いただくことも可能です(常時接続でない利用に限ります)。

4 利用料

所定の接続利用料を県に支払っていただきます(学術研究機関を除く)。また、上記回線の費用等は別途自己負担となります。

5 利用開始・申請受付

- ・ 平成21年4月1日より利用可能(学術研究機関は21年3月1日より先行して利用可能とします)
- ・ 申請受付は平成21年1月21日(水)から21年2月17日(火)までの間、情報政策課で行います。

※ 詳細は資料「きのくにe-ねっと民間利用の募集要綱」を参照願います。

期待される効果

- 電気通信事業者がバックボーンとして利用することで、県内からのインターネットへのアクセスが高速化する。
- 放送事業者が取材映像等の情報伝送に活用することで、地域情報の発信の機会が拡大する。
- 情報サービス企業がネットワークを通じたサービス提供に活用することで、県内IT産業の活性化に寄与する。
- 学術研究機関が利用することで、共同研究や遠隔授業等の実施が容易となる。

「きのくにe-ねっと」の概要と民間開放

- 「きのくにe-ねっと」は、県の本庁と各振興局等を結ぶ県庁の情報通信幹線網
- 公共工事等電子入札システム、財務会計システム、シンククライアントシステム、総合防災情報システム、教育ネットワーク等、県の事業・行政事務を支える基盤となっている
- 従来の「黒潮ネットワーク」を発展させる形で、平成16年度より運用を開始し、総合防災システム対応のため、平成19年度より機能拡張
- 事業者より提供を受けた光ファイバーを使用しており、大容量の情報伝送が可能
- NTTテレパーク堂島第3ビル(大阪)において、インターネットに接続



県使用分を除くネットワーク容量について、放送事業者・通信事業者・大学等の利用を可能とすること(=民間開放)により、県内のIT利用環境の向上を図る

